

各県立学校長 殿

体育保健課長

新型コロナウイルス感染症に関する学校における行動基準について（通知）

令和3年8月3日に開催されました大分県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における感染状況の評価がステージⅡに移行されました。これに伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校に新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver6）」による学校の行動基準が再び「レベル2」となります。

については、下記の「レベル2の移行に伴う変更点」に留意し適切に対応願います。

なお、県内での感染者数が増加していることから、夏季休業中においても、警戒を緩めることなく、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

記

【レベル2への移行に伴う主な変更点】

○発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底します。

（レベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようにしてください。）このためには、保護者の理解と協力を得ることが不可欠となります。

○登校時の健康状態の把握

児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようお願いします。

○各教科等について

児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。この場合にも、特に感染リスクの高い教育活動については、実施について慎重に検討します。

○休み時間

トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施します。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要です。

【担当】 県教育庁体育保健課 （秋吉・村上）

TEL 097-506-5636